



民法編 「後見」

弁護士 丸谷 誠

第7回 財産管理契約について

※これまで裁判所の関与を必要とする「法定後見人制度」や「任意後見制度」についてご紹介をしてきました。今回は、裁判所の関与を必要としない「財産管理契約」についてご紹介いたします。

1 財産管理契約とは？

財産の管理や身上監護に関する事務を家族や、信頼できる友人、法律の専門家などに依頼する契約です。判断能力は低下していないものの、難しい財産管理の手間や時間を省くため、このような第三者（「受任者」といいます。）と「財産管理委託契約」をして、受任者に財産管理を任せます。どの財産をどのように管理してもらうかを、契約により自由に決めることができます。

法定後見制度や任意後見制度は、本人の判断能力が不十分になってから管理を依頼しますが、財産管理契約は判断能力に問題はないけれども、体が不自由などの事情により第三者に財産管理、身上監護事務をお願いしたいときに利用できます。

2 どのような時に利用できるのでしょうか？

- 施設や入院費の支払い手続きをしてほしい。
- 体が不自由になったら、生活用品の購入をしてほしい。
- 悪徳業者に預金通帳や印鑑を騙し取られるのを防止するため、預金通帳を預け、月々必要なだけお金を別の預金口座に振り込んでもらう。
- 印鑑証明書の悪用を防止するため、実印、印鑑証明書などの重要なものを預け、必要な時に返還してもらう。

3 財産管理委任契約書の作り方は？

契約書は、委任の範囲を明確にするために作成します。また、受任者側の立場で言うと、後日、ご本人の判断能力がなくなったり、死亡した時に、親族や相続人から、本人の資産を着服したのではないかと疑われないようにするために契約書を作る意味があります。契約書はどのような形でも有効ですが、後日、契約の効力が争いにならないように「公正証書」で作成することをお勧めします。また、判断能力を失ったときに備えて、「任意後見契約」と一緒に作成するのが良いでしょう。

4 財産管理委任契約の注意点は？

- 本人に判断能力がなければ契約の締結ができません。
- 金融機関によっては財産管理契約書では代理権が認められない場合があります。取引のつど個別の委任状の提出を求められる場合があります。
- 委任を受けた者は、財産管理の内容を後日、説明ができるように、しっかりと管理内容を記録する必要があります。

5 任意後見契約にスムーズに移行するために

本人の判断能力が不十分な状況になったら、裁判所が関与する任意後見契約に移行する形をとっておくことが望ましいです。委任する側の立場からすると自分の判断能力が減退してしまうと、受任者の財産管理状況を確認することが難しくなります。また、委任を受ける側からすると、本人の判断能力が不十分だと、財産管理の内容について本人の意向を確認することが難しくなりますし、親族や相続人から財産管理の仕方について不正を疑われるなどの無用なトラブルを防ぐことができます。

そこで、財産管理契約書に

「任意後見監督人の選任があった場合には財産管理契約が終了する」

「本人の判断能力が不十分な状況になった場合は、受任者は家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申し立てをする」

旨の条項を入れておきます。このようにすると、財産管理委任契約の終了後は、スムーズに任意後見契約がスタートし、任意後見人が後見事務を行います。

6 費用はどれくらいかかる？

●契約時の費用

委任契約を公正証書である場合は、公証役場の公証人費用が必要となります。受任者の報酬によっても異なりますが、任意後見契約と合算して3～5万円程度です。財産管理等の委任契約書について司法書士や弁護士等の専門家が関与する場合は、専門家への報酬が必要となります。

●受任者への事務費用（報酬）

契約によって定めます。特に定めがなければ無償となりますが、司法書士などの専門職が受任者となる場合は、報酬が必要となります。

